

文ヲ可認トテ、牛王ノ裏ニ大小ノ神祇ヲ載テ、盟文ヲ書。小指ノ血ヲ淋テ、安國寺ガ目前ニテ、判形ヲ居、秀吉ガ心底如此、斯上猶疑心アラバ無力、若無別條ハ、和僧元春隆景ノ誓書持來レト宣ヘバ、安國寺馳歸テ、秀吉ノ判形ヲ見セ申、

〔類聚名義抄〕三 抄音 勅音 ヲヨヒノマタ

〔伊呂波字類抄〕由 勅音 ヲヨヒノマタ 〔同人體〕勅 ヲホオヨヒノマタ

〔古事記上〕於是伊邪那岐命、拔所御佩之十拳劔、斬其子迦具土神之頸。○中 集御刀之手上血、自手。俣

漏出所成神名。久 漏云 闔游加美神

〔古事記傳〕五 手俣は、師の多那麻多と訓れたるに依べし、上に美を添るは御の意なり、本に多能

又書紀に、指間を多麻々多、多那は之に同じ、手心、手裏、手末など云例なり、さて記中の俣字、延佳本

には、すべて股と作り、こはさかしらに改つるなり、俣は字書には見えねど、此方の古書にあま

ねく用ひて、今も猶地名などには、此字をのみ書來れり、改むべきにあらず、此外も漢國になき

の意に用ひたるなど、古書には此類いと多し、

〔倭名類聚抄〕三 手足音 爪音 甲音 四聲字苑云、爪音 豆音 女音、手足指上甲、甲下一本有也字

〔箋注倭名類聚抄〕二 按豆米、端末之義、謂橋端云、波之豆米、爪甲在手末故名、謂屋邊爲軒、乃都萬

亦同語、摘訓都牟、撮訓都萬牟、皆爪之活用户、○中 急就篇捲腕節、爪拇指手、注爪指甲也、釋名、爪紹

也、筋極爲爪、紹續指端也、按說文、覆手曰爪、又云、又手足甲也、二字不同、經典皆借爪爲、又、又字遂廢

那波本也、下夾注和名豆女、乃古布七字、按載一訓、宜在注末、今載在條末、又類聚名義抄、伊呂波字

類抄、皆無是訓、知是後人所增、非源君舊文、

〔類聚名義抄〕九 爪音 早音 ツメ

〔伊呂波字類抄〕都 爪音 ツメ 〔音戰〕 甲 同